

香美市教育委員会定例会会議録

(令和4年4月27日)

招集年月日 令和4年4月20日(水)
招集場所 香美市本庁舎 3階会議室
会議の日時 令和4年4月27日(水) 午前9時
出席者 白川 景子 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 宮地 憲一 西 美紀

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
少年育成センター副所長	伊井 英智
教育振興課主監	明石 芳文
教育振興課指導主任	李 由美
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校総務係長	大峯 啓之
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈
生涯学習振興課文化班班長	宇根 由紀
生涯学習振興課文化班係長	秋山 貴史
生涯学習振興課スポーツ班	影山 達也
中央公民館	小松 愛
香美市立図書館	土居 正和

職務のための会議出席者

会議録署名委員

浜田委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 ただ今から、令和4年4月香美市教育委員会定例会を開催いたします。本日の委員会のご出席の委員さん方は浜田委員さん、小松委員さんと私でございます。宮地委員さんと西委員さんは欠席のご連絡をいただいております。

本日の議事録署名委員につきましては、前回、西委員さんをお願いいたしましたので、本日は浜田委員さんをお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それではまず、前回会議議事録の承認についてお伺いをいたします。いかがでしょうか。小松委員さんお願いします。

小松委員 字句の訂正をお願いします。

浜田委員 私も。

教育長 はい、ありがとうございます。事務局のほうはよろしいでしょうか。では、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

次に、教育長の報告でございます。

まず1点は、全ての10校の小中学校におきまして、新任の校長先生等ございましたけれども、お陰様を持ちまして、落ち着いたスタートが切れておるところでございます。また今年1年よろしくお願いをいたします。

次に、コロナウイルス感染状況につきましてでございます。やはりここに来まして小学生の感染状況が断続的にあっております。今週においてはA小学校が1クラス、B小学校が1クラス、それぞれ学級閉鎖となっておるところでございます。

A小学校につきましては、クラスターの発生というところで、本日情報ソースのほうで東部教育事務所管内の教育機関においてというような表現で、情報公開されるのではないかと考えております。

教育委員会と学校の対応でございますけれども、これまでのルールに従って、保健所ですとか校医さんなどとも連携を図りながら、休みにするしないといった判断を行いつつ、保護者に対して1つ1つの事柄をメールで送信をして、丁寧に情報提供を行っております。学校側のほうからは、もうこんなにしなくてもいいんじゃないかというような申し出も少しありましたけれども、いやそれはいきませんと、誰々さんの時には言うたに、誰々さんの時というようなことが生じ兼ねないし、わずかのことで不安、これまでと何故違うかという理由がはっきりしない限りは、今回ご面倒おかけするけれども、これまでどおり1つ1つを情報公開してくださいということで現状ではお願いをしておる状況です。

また、まもなくゴールデンウィークに入りますけれども、その際には陽性になり

ましたという状況報告が、学校ではなくて教育委員会の1階の休日対応の電話にかかってきまして、教育委員会へ連絡したいという第一報が入りまして、そこから私どもの課長であったり、それから主監であったりいうところに保護者の方から連絡が入ると、そこからはもうゴールデンウイーク中でございますので臨時休校にしますとかそういうことを言う必要はございませんので、もう後は校長と私と次長とで共有をして、もうそれで休日の間は進めていくということにしたいと考えております。心配されるのは6日のゴールデンウイーク明けがどうなるかという状況でございます。

また6日の日に大きな変化等がございましたら、ご連絡をさせていただくようにいたします。

報告は以上でございます。

それでは、早速議事に入ります。

それでは、議案第1号、通学区域（校区）外通学についてでございます。事務局より、よろしく願いいたします。

議案第1号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第1号は非公開案件審議）

教育長 議案第2号、香美市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定についての議案に移ります。

先ほど担当事務局より差し替えがございましたので、ご確認をよろしく願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

議案第2号「香美市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定について」

事務局 （議案説明）

教育長 この件に関しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

浜田委員 2点。
1点は第3条第1号、「大学教授等の学識経験者」、手前の「大学教授等の」は要りますか。
何か、今までは学識経験者という言葉で一括りにしているほうが多いのではないかと。何か大学教授というのを強調しているようながあるので、もう要らないではないかというのが1点。

それから、多分訂正があるということで新たな議案が提出されてます。それは多分、附則の3のところ「検討委員会」であったのが「会議」になって、「教育長」のところ「香美市教育長」の「香美市」が除いているのだと思うんですけど。「会議」と「検討委員会」の使い分けの部分で、例えば第8条なんかは、「委員長が検討委員会に諮って定める。」と書いてます。その辺の理由を明確にしていきたいなと思うところです。

以上、2点です。

教育長 では説明のほうお願いいたします。

事務局 第3条第1号の部分は、ベースになっているのは平成31年度に第1期の香美市教育振興基本計画の見直しを諮ってまして、その時にも同様の検討委員会の設置を定めてます。その時の内容をベースにしていますので、恐らくそれまでにお願いをしていた学識経験者の方が大学教授やったというところでこういう記載をしているかと思いますが、この際ここは削除していいのではないかと思います。

浜田委員 その時に気が付きませんで済みません。

教育長 では、削除ということでよろしゅうございますか。
よろしく申し上げます。

事務局 附則の3のところの会議については…

小松委員 第6条には会議が出てますので、別に「会議」でいいんじゃないですかね。

浜田委員 例えば、第8条は「委員長が会議に諮って定める。」でいい。
どちらでもいいんですけど、一応言葉の定義としては、第1条に「(以下「検討委員会」という。）」ということになってますので、私個人としては、訂正前のほうがいいのではなかろうかと思うんですけど。

事務局 附則3のところの「会議」を「最初に開かれる検討委員会は、教育長が招集する。」と。

浜田委員 それか第8条のほうを「委員長が会議に諮って定める。」にして、どっちかにしていただいたら。

事務局 そしたら、第8条を「委員長が会議に諮って定める。」ということにして、附則の3の部分はそのままの形で修正をさせていただきます。

教育長 それは「香美市」は入れますか、「教育長」のほうに。

事務局 もう「香美市」は除けます。もう「教育長が承認する。」。

教育長 要らないね。これでよろしゅうございますか。
それでは承認されました。
他にございませんでしょうか、議案第2号につきまして。

「はい」という声あり

教育長 はい。ご承認をいただきましたので、ありがとうございます。
引き続き議案第3号、香美市教育振興基本計画検討委員会公募委員選考要領の制定について、説明をお願いします。

議案第3号「香美市教育振興基本計画検討委員会公募委員選考要領の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 それでは、ご意見、ご質問お願いいたします。

小松委員 これが要領なんで、先ほどのは要綱だったんですけど、その訓令と告示の区別、これはどういう格好でやるんでしたかね。例えばこの第8条で「この訓令に定めるもののほか、」、附則で「この訓令は、」とあるんですけど、前段(議案第2号)の分ではこれ告示はという、「この告示に定めるもののほか、」、「この告示は、令和4年4月27日から施行する。」となっておるんですが、これどういう違い。要綱も要領も同じ訓令やないかなと思うんですけど、ちょっと元へ戻っちゃいましたけど。

事務局 この公募委員の要領の内容についても、前回の平成31年度の第1期教育振興基本計画の見直しの際の議案をベースにしていますし、この内容を今回総務課の法制係にも確認はしてもらってますし、私が把握しているところで言います

と、要綱については告示、要領については訓令というふうな分け方でやっているところですよ。

小松委員 市としてそういうやり方をやるということやね、はい、分かりました。

教育長 それでよろしいですか。要綱があって要領があって、告示と訓令、そういう感じですか。

浜田委員 多分、国の基準では小松委員が言われたように両方共訓令だと思います。

教育長 両方共？

小松委員 普通告示って言うたら、行為を示すようなやり方をよくしてるんですね。

浜田委員 訓令の場合は、どっちかと言うと内部規定ということがあって、まあ道義的には第三者を拘束するんですけど、規則とかその他と違って、事務の取り扱いの部分が多いので、けど香美市ではこういうふうな法規的に定めてるというふうな理解してよろしいですか。

事務局 総務課のほうでそういうふうにしてることだと思います。

教育長 はい。それでは他にご意見ございませんでしょうか。
それでは、議案第3号は承認ということによろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 はい。ありがとうございました。議案第3号は承認されました。
議案は以上でございます。
続きまして、報告に移らせていただきます。
報告第1号、香美市立鏡野中学校学校運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

報告第1号「香美市立鏡野中学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 報告ということで。

浜田委員 構いませんか。自分のところ、済みません。
役職等のところになりますけど、今は役職は工科大学にありませんので、記載するとしたら「前高知工科大学地域連携機構副機構長」。

小松委員 これも専決処分という理解でもうよろしいんですよね、4月1日からの任期ですから。

教育長 そうです、さようでございます。専決でございます。
それでは報告第1号、よろしゅうございますか。報告させていただきました。ありがとうございます。
では、報告第2号、説明お願いいたします。

報告第2号「香美市立香長小学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問ございませんか。
ありがとうございます。それでは、報告第3号に移ります。説明お願いいたします。

報告第3号「香美市立大宮小学校・香北中学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 Aさんは会長続行でしたかね、会長で変わりなかった？

事務局 私がいただいた書類では…

教育長 では変わってない。分かりました。

事務局 確認します。

教育長 質問等ございませんでしょうか。

小松委員 「委員として委嘱しましたので報告します。」ですよね。」だから提案理由のところも「委嘱したため。」がいいんじゃないかと思えますけど、さっきもあれでしたけど、専決ですから。
吉川さんはPTAの会が無かったら4月1日からは新会長は出ませんので、それでいいんじゃないでしょうかね。

教育長 それでは、引き続きまして報告第4号、よろしく願いいたします。

報告第4号「香美市立大栃保・小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 「したため。」というところです。
では引き続き、報告第5号、説明をお願いいたします。

報告第5号「香美市立片地小学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 質問ございませんでしょうか。
それでは、報告第6号の説明をお願いいたします。

報告第6号「香美市地域学校協働活動推進員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 質問ございませんでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、報告第7号に移ります。
報告第7号以降につきましても、専決処分事項の報告となっています。それでは、説明をお願いいたします。

報告第7号「香美市社会教育委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 では引き続きまして報告第8号、香美市少年育成センター運営協議会委員の委嘱についてでございます。説明をお願いいたします。

報告第8号「香美市少年育成センター運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、引き続きまして報告第9号に移ります。
報告第9号、香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱につきまして説明をお願いいたします。

報告第9号「香美市少年育成センター補導部育成補導委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 報告がございました。何かご質問等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは報告といたします。ありがとうございました。
それでは報告第10号、香美市立片地地区公民館運営審議会委員の退任及び委嘱につきましてご報告いたします。

報告第10号「香美市立片地地区公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 これは委嘱したことを報告するということでございます。ご質問ございませんでしょうか。

浜田委員 確認です。
4月19日専決、専決日を書いていただいて大変有難いんですけど、他の報告には専決日がかかれてない。統一を、除けていいんじゃないかと思います。

教育長 そうですね。

小松委員 1つだけ。
任期が5月1日からやないですかね、4月1日からやなしに。4月30日退任ですから、この委員の任期が5月1日からでしょう。

教育長 備考欄が5月1日になっていますので、専決処分事項の表の上のところの任期が、令和4年5月1日の、これ間違いですね。

小松委員 そうですね、5月1日です。

事務局 済みません。任期期間がこの期間での意味合いで、済みません。してしまったので申し訳ないです。

小松委員 ああ、5月1日で。

事務局 そしたら5月からということで、任期のところを5月1日から令和6年3月31日まで、修正いたします。

教育長 委嘱と任期を合わせるということでさせていただきます。ありがとうございました。
それでは、報告第11号、一時体験入学について、お願いいたします。

報告第11号「一時体験入学について」

事務局 (報告説明)

教育長 許可願が添付されております。

事務局 この子どもさん、割と平成31年ぐらいまでは毎年一度は帰って来て、片地小学校ほうとかにも行かれてたということで、コロナでちょっとなかなか帰れなかったんですけど、やっと帰って来れるようなことになって、鏡野中に行って小学校の時の友達に会いたいということです。

教育長 ご質問はありませんか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、お願いいたします。
それでは、引き続き報告第12号、香美市子ども読書活動推進委員の委嘱につきまして、ご説明申し上げます。

報告第12号「香美市子ども読書活動推進委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

浜田委員 下(提案理由)は任期が4月1日からの任期、上は5月1日…

事務局 5月1日からです、済みません。ちょっと訂正させていただきます。

教育長 提案理由を訂正させていただきます。

浜田委員 これは1カ月は空白という。

事務局 そうです。

浜田委員 はい、分かりました。

教育長 他にございませんでしょうか。ありがとうございました。
報告第13号に移ります。説明お願いいたします。

報告第13号「香美市教育支援委員会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問ございませんでしょうか。

小松委員 これも専決処分ですよ。

教育長 提案理由のところをこれまでも訂正をした報告等が多いと思いますが、必ず訂正の上で綴じておいていただくようお願いいたします。抜かったらまた、次年度同じようなことになっていけませんので、専決の報告事案につきましては、ご指摘のあった点については、確実にしていただくようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
それでは、引き続きまして報告第14号、香美市スポーツ推進委員の委嘱につきまして報告をいたします。

報告第14号「香美市スポーツ推進委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問ございませんか。

浜田委員 中学校で部活その他、いろいろスポーツに関しては最近ですけど言われてる。このスポーツ推進委員さんに関しては、役割というのはどういう役割になるんですかね。長いこと教育委員しながら、十分に自分がそういう疑問はあんまり持たなかった。少しご説明をいただければ大変有難い。

事務局 ここ何年かコロナ禍でなかなか活動が出来ていませんけれども、市民の皆様にスポーツに親しんでいただくということでスポーツのイベントをしたり、スポーツの推進に対して尽力していただいている方ということです。

浜田委員 そうすると、この方々が何かの大会をやる時には中心的な役割をされてる部分ではない？

事務局 そうですね、この方自体が大会をしているということではなくて、コロナ前です

と、ファミリースポーツフェスティバルと言って市民の方、幼いお子さんから高齢の方までを集めてのイベントを準備したりしていただいたりとか、そういう活動をしていただいていたようです。去年も一応やる予定ではあったんですけども、コロナの関係で中止になったりとか、なかなか思うような活動が出来てないというのが正直なところです。

浜田委員 例えば、香美市のスポーツ、まあ体育でもいいんですけど、そういうものを今後地域に下ろしていくとなった場合に、どういう人又は団体が一部役割を推進していく、担うような形になるんでしょうかね。

事務局 このスポーツ推進委員さんもそうですけれども、香美市には体育会というものもありまして、各競技をしていただいている団体さんが集まってチームと言うか団体を作っていただいているのもありますので、その方達に香美市の中心となっていただくようになってくると思います。
部活動に関しましては、昨日校長会でも中学校の校長先生にもお願いしましたけれども、とにかく相手方、中学校のニーズを知りたいということでアンケートを取るようにはしておりますので、それを聞いて今後どうしていくかを決めていきたいと思っております。

浜田委員 是非、どちらか言うと体育会は個人個人の記録と言うか、そういうものを伸ばす部分が中心になってますので、そういうスポーツに携わる人々を巻き込みながら進めていっていただきたいと思えます。スポーツ推進委員に体育会のほうも、岩崎さんの名前が上がっているわけですけども、是非個人の記録だけではなくて、市のスポーツの推進に関しても是非進めていっていただきたいなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

教育長 中学校の部活の問題も段々こう期限が迫ってきておりますので、アンケートを取って具体的にこれから進めていくということになろうかと思えますので、浜田委員がおっしゃってくださったことをしっかりと推進していかなくてはならないし、そうなって欲しいなあと私も常願っておりますので、また力を合わせてやっていけたらいいかというふうに思っております。よろしくお願ひします。
他にございませんでしょうか。
アンケートっていつ実施でしたかね。

事務局 昨日お渡ししまして、一応締め切りは5月の半ばにしております。

教育長 5月半ば。5月中旬が締め切りということは、6月にはこちらに、状況説明…

事務局 そうですね、中学校のほうの意向が分かると思いますけれど。何が、どういう先生が欲しいとか、どういう指導をしていきたいとか、まあそれからやと思っ
てます。

教育長 そしたら6月末に、可能であればここでちょっと情報を知りたいと思
いますので、情報提供もお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

それでは、報告第15号、香美市社会体育施設運営審議会委員の委嘱につ
きまして、報告をいたします。

事務局 報告第15号「香美市社会体育施設運営審議会委員の委嘱について」

(報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

浜田委員 1つだけ。

これは結果的に、スポーツ少年団であれば小学校、前田校長が中学校、体
育協会が社会人という方々の香美市の施設の活用について調整している
委員会と理解してよろしいわけですか。

事務局 そうですね、はい。

教育長 ご質問ございませんでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、報告第15号は以上でございます。

では、報告第16号、香美市人権教育審議会委員の委嘱につ
きまして、報告を
いたします。

報告第16号「香美市人権教育審議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。
それでは、報告第16号の報告をさせていただきました。
引き続きまして報告第17号、香美市人権広報委員会委員の委嘱につきまして、
説明をお願いいたします。

報告第17号「香美市人権広報委員会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 Aさんは、教員ですか、保護者ですか。

事務局 教員です。

明石主監 これはどういう立場で頼んだか分かりませんが、保護者ではない。

事務局 鏡野中学校の保護者でもありますけれども、特別支援学校の教員として依頼したと。

教育長 特別支援学校の教員として委嘱したということ。分かりました。
それでは、次の報告第18号に移りたいと思います。香美市立集会所運営審議会委員の委嘱につきまして、報告をいたします。お願いします。

報告第18号「香美市立集会所運営審議会委員の委嘱について」

事務局 (報告説明)

教育長 よろしゅうございますか。それでは、報告第18号はご報告のとおりでございました。よろしくをお願いいたします。
それでは、報告第19号に移ります。報告第19号、一時体験入学につきまして、報告をいたします。

議案第19号「一時体験入学について」

事務局 (報告説明)

浜田委員 確認だけです。
菰生野だから大宮小学校ではなかろうかと思うんですけど、どうして片地小学校なんですか。

事務局 以前、大宮小学校のほうに何年か前に一時体験入学で来られてた子どもさんです。その時にお友達になった方が、今年片地小学校の特認校制度を利用して、片地小学校の6年生で行かれているということになって、片地小学校のほうでということ、校長先生のほうも引き受けは大丈夫ですということを確認はしております。

浜田委員 はい、分かりました。

教育長 片地小、凄いですね。

事務局 片地小凄いです。

教育長 学校訪問せないかん。
ありがとうございました。

明石主監 先ほどのですけど構いませんか。先ほどの件ですけれども、どこの学校へ決めましょうかみたいなのは決まりが無いんですね。なので、希望されるということという形で、今回も許可をされるということになるかと思います。特に規定はございませんでした。他の市町村に問い合わせをしましたけれども、そういったものを他の市町村も決めていないという現状でした。

事務局 学校長のほうの受け入れの確認はしないといけません。

浜田委員 いや、ちょっと興味があつて、片地小は最近頑張ってるから。

明石主監 そこを認めてえいものなのかというところで、そしたら、そんな決まりがあるのかということを確認したところ、特に無かったということ。

教育長

ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして議案と報告を終了いたしました。

(閉会時刻：午前10時08分)